

入札説明書

塵芥車両（3 トン並び 2 トンパッカー車）購入業務

一般 07-09 号

令和 7 年 7 月

上牧町 総務部 総務課

入 札 説 明 書

上牧町が調達する物品に係る入札公告に基づく事前審査型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

この場合において、当該入札及び一般競争入札参加資格確認申請書等に疑義がある場合は、下記 1 1 (1) に掲げる者、仕様書等に疑義がある場合は、下記 1 1 (2) に掲げる者の説明を求めることができます。

1 公告日 令和 7 年 7 月 1 0 日 (木)

2 競争入札に付する調達の内容

(1) 入札物件

塵芥車両 (3 トン並び 2 トンパッカー車) 購入業務

(2) その他詳細については、仕様書によります。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この物品調達の入札に参加しようとする者は、入札公告第 2 競争入札に参加する者に必要な資格及び次の条件を全て満たしていること。

ア 会社更生法 (平成 1 4 年法律第 1 5 4 号。以下「新法」という。) 第 1 7 条の規定による更生手続開始の申立て (新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件 (以下「旧更生事件」という。) に係る新法による改正前の会社更生法 (昭和 2 7 年法律第 1 7 2 号。以下「旧法」という。) 第 3 0 条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。) をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定 (旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。) を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

イ 平成 1 2 年 3 月 3 1 日以前に民事再生法 (平成 1 1 年法律第 2 2 5 号) 附則第 2 条の規定による廃止前の和議法 (大正 1 1 年法律第 7 2 号) 第 1 2 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

ウ 平成 1 2 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 2 1 条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

4 一般競争入札参加資格確認申請書の作成・提出について

- (1) この物品調達の入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類（以下「一般競争入札参加資格確認申請書等」という。）を次の表により提出してください。

提出書類	・ 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号） ・ 上記様式に添付すべき書類（詳細は下記(2)のとおり） ア 適合規格確認書 イ 仕様が分かる書類 ウ 保守に関する確約書 エ 契約履行実績証明書又は納入（供給）証明書
提出方法	持参又は書留郵便による
提出先	〒 6 3 9 - 0 2 9 3 北葛城郡上牧町大字上牧 3 3 5 0 番地 上牧町役場 総務部 総務課 総務管財係 <u>令和 7 年 7 月 2 9 日（火）までに到着したもののみ有効</u>
費用	作成・提出にかかる費用は申請者負担

- (2) ア 適合規格確認書（別添 1）提出部数 1 部・押印必要

入札に参加する物品の名称、メーカー、品番、規格等を記載してください。

（想定品（仕様書による品目）の場合も必要です。）

※同等品申請にて、仕様書の疑義及び契約を担当する部課の承認を受けている

場合には、適用規格確認書（別添 1）の添付は不要とします。

適用規格確認書の代わりに同等品申請承認書を添付してください。

- イ 仕様が分かる書類（別添の様式は無）提出部数 1 部・押印不要

メーカーのカatalog、図面など、品番や規格等を確認できる資料。

（想定品（仕様書による品目）についての提出は不要です。）

※同等品申請にて、仕様書の疑義及び契約を担当する部課の承認を受けている

場合には添付は不要です。

- ウ 保守に関する確約書（別添 2）提出部数 2 部・押印必要

アフターサービスに関する問い合わせ等の担当窓口について記載し、確約書として提出してください。（町との連絡体制等が分かるサービス体制フロー図（様式は任意）を添付すること。）

エ 契約履行実績証明書（別添 3）又は納入（供給）証明書（別添 4）

提出部数 1 部・押印必要

次のいずれかの書類を提出してください。

1. 契約履行実績証明書 令和 5 年以降に、国又は地方公共団体とした契約で、この公告で示す調達物品と同種の物品を納入したことを示す書類（当該証明書に示す契約書の写しを添付すること。）
2. 納入（供給）証明書（原本） 上記アで示す物品が、確実に納入（供給）できることを証するメーカーからの証明書。

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書等の作成説明会は実施しません。

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書等により資格があることの確認をした結果を令和 7 年 7 月 3 1 日（木）午後 5 時までに F A X にて通知するものとし、後日、一般競争入札参加資格確認通知書を郵便にて通知いたします。

(5) その他

ア 提出された一般競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された一般競争入札参加資格確認申請書等は、返却しません。

ウ 提出された一般競争入札参加資格確認申請書等の提出期限以降における差し替え、追加及び再提出は認めません。

5 入札の手続

- (1) 入札書は、入札公告第 3 に掲げるとおり入札金額見積内訳書と同時（同封）に書留郵便にて提出期限までに上牧町役場総務部総務課総務管財係に到着するようにしてください。
- (2) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し又は取り消すことはできません。
- (3) 入札は、総計金額で行います。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額（百円止め）を入札書に記載してください。

6 入札金額見積内訳書に関する事項

- (1) 入札金額見積内訳書は、必須としている項目（「品名」、「数量」、「単価（税抜き）」、「金額（税抜き）」）並びに入札者の所在地、商号又は名称及び代表者氏名を必ず記載することが必要です。

- (2) 入札金額見積内訳書は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～オの場合の入札書は無効となりますので、間違いのないように作成してください。

ア 入札金額見積内訳書を提出しない場合

イ 入札金額見積内訳書の「合計金額（税抜き）」欄に記載される額が、「入札書」に記載されている額と一致していない場合

ウ 入札金額見積内訳書の各計及び合計が正しくない場合

エ 各項目の金額を記載していない場合

オ その他記載内容に不備（整合性がとれない場合等）がある場合

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書等が適正でない者のした入札
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
- (4) 上牧町入札心得（平成25年9月）第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (5) 本町により一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札の日までの間において指名停止を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

8 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札書を郵送してきた参加者の中から選任した立会人又はその代理人が出席して行うものとします。ただし、入札書を郵送してきた参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の内容が適正である者のうち、入札公告第5に定める方法により落札者を決定します。落札となるべき入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。くじを辞退することはできません。

9 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及

び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。)の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。

- (2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」といいます。)に当たって、その相手方が(1) から (5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手としていた場合((6) に該当する場合を除きます。)において、本町が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

10 契約の解除

契約締結後、契約者について9の(1) から (7) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本町に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

11 問い合わせ先等

- (1) 入札及び一般競争入札参加資格確認申請書等

〒639-0293 北葛城郡上牧町大字上牧3350番地
上牧町 総務部 総務課 総務管財係

電 話：０７４５－７６－１００１（内線２０８）

FAX：０７４５－７６－１００２

E-Mail soumu@town.kanmaki.lg.jp

(2) 仕様書の疑義及び契約を担当する部課等

〒６３９－０２９３ 北葛城郡上牧町大字上牧３３５０番地

上牧町役場 都市環境部 建設環境課

電 話：０７４５－７６－２５０４（直通）

FAX：０７４５－７７－６６７１

E-Mail kankyo@town.kanmaki.lg.jp